

防衛省設置法第4条第1項第4号のほかに、現地情報隊の設置及び権限を規定した法令又は訓令等があれば提出されたい。

○ お尋ねの現地情報隊は、自衛隊法施行令第六条の二に基づき、防衛大臣の定める部隊として編成している。

○ 防衛大臣が定める「陸上自衛隊の編制に関する訓令」のうち、現地情報隊の編制に関わる部分は別紙のとおりである。なお、別紙には、部隊の能力に関する情報が記載されており、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、お示しできないことはご理解頂きたい。

【根拠法令】（該当部分のみ）

○自衛隊法（（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（編成）

第十条 陸上自衛隊の部隊は、陸上総隊、方面隊その他の防衛大臣直轄部隊とする。

2 陸上総隊は、陸上総隊司令部及び団、連隊その他の直轄部隊から成る。

3～5項 略

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄）

（陸上総隊）

第六条の二 陸上総隊は、陸上総隊司令部及び空挺団一、水陸機動団一、ヘリコプター団一、システム通信団一、中央即応連隊一、特殊作戦群一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は陸上総隊司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

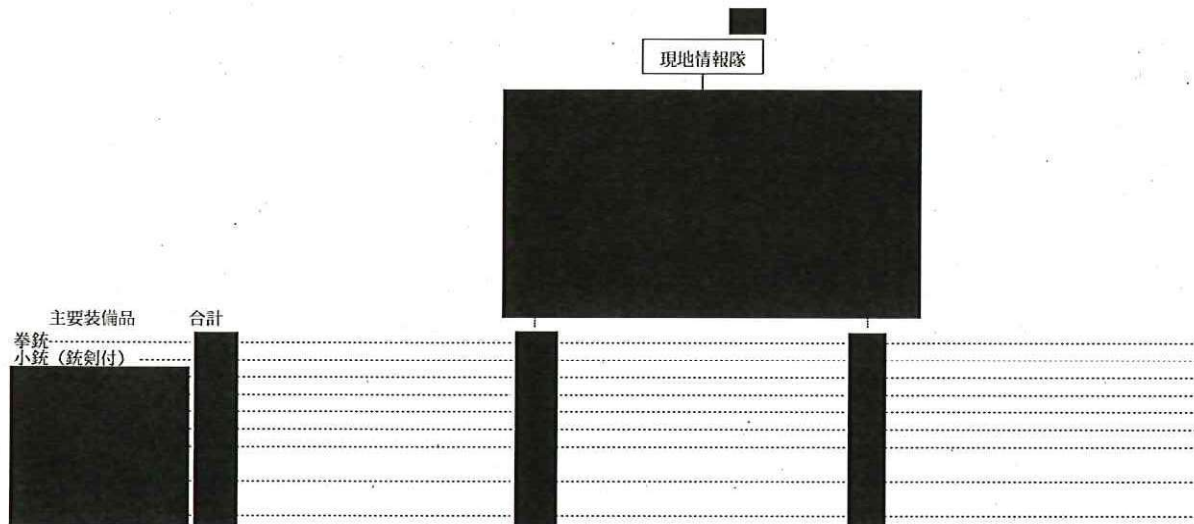
注意

現地情報隊



第1 編制組織図

(参 考)



第2 任務、所属及び能力

1	任務	現地情報に関する専門技術等をもって、陸上総隊司令部等の情報業務を支援
2	所属	中央情報隊に属合
3	能力	



注意

現地情報隊



第3定員等

行	職名等	特技職別組成・定数							階級別定員													職種		
		番号	幹部職	准尉職	曹士職				合計	幹部							准尉	陸曹					陸士	
					7	5	3	1		将	将補	1佐	2佐	3佐	1尉	2・3尉		曹長	1曹	2曹	3曹		士長	1・2士
1	隊長																							
2																								
3																								
4																								
5																								
6																								
7																								
8																								
9																								
10																								
11																								
12																								
13																								
14																								
15																								
16																								
17	総計																							



注意

現地情報隊



第4 装備

行	区分	品名	合計	摘要
1	火器	拳銃		
2		小銃		
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				



注 意

現地情報隊



行	区分	品名	合計	摘要
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				

